

①地方公営企業の概要

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。

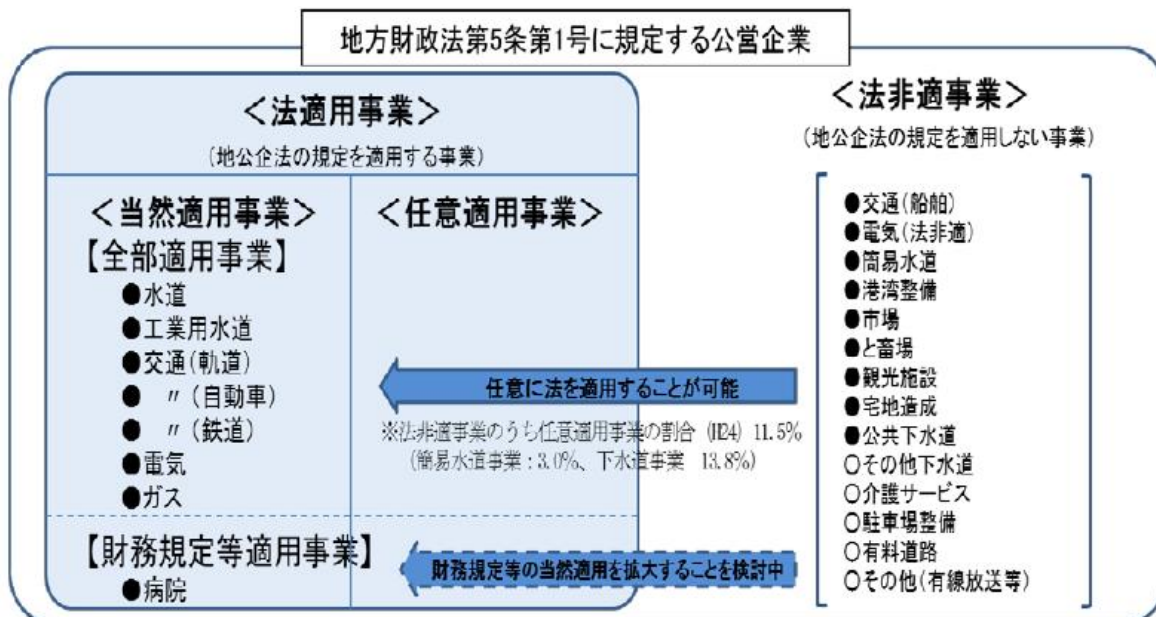
一般行政事務と公営企業の基本的な違いは、一般行政事務が、住民に財貨又はサービスを提供するための財源を主として租税によっているのに対して、公営企業は、財貨又はサービスを提供するための財源を主として利用者からの対価である料金によっているところにあります。

②地方公営企業法上の原則と適用範囲

地方公営企業法は、「地方公営企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」事を原則として、公営企業に係る組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めたものです。

また、地方財政法第6条は、公営企業のうち一定の事業については特別会計を設けること、経費負担区分の考え方（一般会計等において負担すべき経費を明確に定め、それら以外の経費については企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとする）を導入した上で、独立採算経営を行うことを規定しています。

適用範囲については、地方公営企業に一律に法が適用されるのではなく、特定の企業のみ適用され、法律上当然に適用される場合（当然適用）と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合（任意適用）の2種類あり、また、適用される規定の範囲について、地公企法の規定の全部を適用する場合（全部適用）と地公企法の規定のうち財務規定等のみを適用する場合（財務適用）があり、水道事業は当然適用、下水道事業は任意適用なので公営企業法を適用していませんが、平成32年度に法適用し企業会計への移行をすすめています。



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

2. 『水道事業会計（公営企業会計）』と『下水道事業特別会計（官公庁会計）』の違いについて

名寄市の会計方式は、「一般会計」「特別会計」「企業会計」の3つの方式があります。

水道事業は、地方公営企業法を適用しているため、企業会計原則に基づく一般企業と同様な複式簿記及び発生主義による経理方式の「企業会計」であり、当年度の損益取引の基づく「収益的収支」と、投下資本の増減に関する取引に基づく「資本的収支」に区分し、予算は2本建てとされています。

下水道事業は、地方公営企業法を適用していないため、官公庁会計であり現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳する単式簿記及び現金主義による経理方式の「特別会計」としていません。歳出に対し、補助金や市債、使用料等企業の経営に伴う収入のほか、一般会計等において負担すべき繰入基準に基づく経費を繰入れし、なお不足する場合は一般会計から繰入を受け、歳入・歳出同額としています。

